

## 米国会計関連情報 最近の論点

### FASB－持分投資の会計処理及び コア預金に関する開示についての 暫定決定

7月30日に開催されたボード会議において、FASBは、金融商品の分類及び測定に関するASU(Accounting Standards Update)案<sup>1</sup>の再審議を継続した。

#### 【重要な決定事項】

- 持分証券(equity investments)への投資に関する公正価値の変動は、その他の包括利益(OCI)を通じて報告しない。これは、持分証券は、当期純利益を通じて公正価値で測定する(FV-NI)とした、FASBの過去の決定を再確認したことになる。
- 公開営利企業は、各会計年度において、コア預金負債(core deposit liabilities)の残高を開示することが求められるが、コア預金負債の定義は提供されていない。代わりに、企業は、コア預金負債残高の構成要素について定性的開示が求められる。
- 公開営利企業は、実績に基づくコア預金負債残高の加重平均残存期間(historical weighted-average life)の開示が求められる。
- コア預金負債は、コア預金勘定の重要な種類別に開示を行う。

#### 【持分投資】

持分証券への投資は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する(以下、FV-OCI)ことが禁じられる。これにより、すべての持分証券はFV-NIで測定するとした、過去のFASBの決定が再確認されることになる。ただし、以下の投資を除く。

- 持分法で会計処理される投資
- 公正価値を容易に算定できないために、企業が実務上の例外規定を適用し、減損及び観察可能な価格変動について調整した原価で測定することを選択した投資

#### 背景及び考察

市場関係者の一部は、特定の持分投資について、FV-OCIでの測定の容認に対する強い支持を表明した。これは、公正価値変動を当期純利益を通じて認識することにより、当期純利益のボラティリティが生じ、このため持分証券への投資が妨げられることを懸念したためである。

1 ASU案「金融資産及び金融負債の認識及び測定」。www.fasb.orgより入手可能。

さらに、これらの市場関係者は、FV-NIを測定属性として用いることは、持分投資を長期的に保有する投資家の意図と整合しないと主張していた。FASBは過去に、スタッフに対して、売却可能に分類できる戦略的持分投資(strategic equity investments)を定義するようなパラメーターの開発が可能か否かについて調査するよう指示していた。

7月30日のボード会議においてFASBは、同一商品について2つの測定基準を認めることは、FASBが掲げる複雑性削減の目的に整合しないと述べた。

## 【コア預金負債に関する開示】

FASBは、以下の事項を決定した。

- 公開営利企業は、各会計年度において、コア預金負債の残高を開示することが求められるが、コア預金負債の定義は提供されていない。代わりに、企業は、コア預金負債残高の構成要素について定性的開示が求められる。
- 公開営利企業は、実績に基づくコア預金負債残高の加重平均残存期間の開示が求められる。
- コア預金負債は、コア預金勘定の重要な種類別に開示を行う。
- 公開営利企業以外の企業は、コア預金負債に関する情報の開示は求められない。

さらに、FASBは、経営者がコア預金を識別する際の参考とするために、最終基準書の実務指針において、コア預金負債の定性的特徴を示すことを決定した。

## 背景及び考察

開示規定に関して、FASBの7月30日の決定とASU案は、以下の点で主に相違している。

- FASBは、ASU案における、公開営利企業に対する見積コア預金提供総コスト込みレート(estimated all-in-cost-to-service rate)の開示規定を引き継がないことを決定した。この決定に至るまでに、ボード・メンバーの一部は、規定の費用対効果がないと述べていた。
- FASBは、ASU案におけるコア預金負債の定義を引き継がないことを決定した。ASU案では、コア預金負債について、経営者が安定した資金源と考えている契約上の満期がない預金(ただし、季節的要因または経済情勢の不安定要素により急変動する残高、及び経営者が一時的と考えるその他の残高(金利感応度の高い勘定等)を除く)と定義していた。

## 編集・発行

### 有限責任 あずさ監査法人 US GAAPアドバイザリー室

AZSA-USGAAP@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以後においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報を根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

この文書はKPMG LLPが発行しているDefining Issues® Aug. 2014 No. 14-35をベースに作成したものです。

上記の記述及び要約を、SECレギュレーション及び潜在的または現行の規定の代用として取り扱わないようご注意願います。U.S. GAAPを適用する企業またはSECへのファイリングを行う企業は、関連する法規制及び会計規定の原文を参照するとともに、自社の特定の状況を検討し、会計及び法律顧問に相談されることをお勧めいたします。

本ニュースレターの内容に関しご質問等がございましたら、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡ください。